公益財団法人岩手県スポーツ協会寄附金取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人岩手県スポーツ協会（以下「本会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受入基準）

第２条　本会は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

(1) 寄附金の受入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき。

ア　寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。

イ　寄附者が寄附の経理について監査を行うこと。

ウ　寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。

エ　寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡又は使用させること。

オ　その他会長が本会の運営上支障があると認めるとき。

(2) 寄附金を受け入れることにより、本会の業務、財政又は名誉に負担又は支障が生ずると認められるとき、その他寄附金が本会定款第３条の定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき。

（寄附金の種類）

第３条　本会が受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

(1) 使途特定寄附金　寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定するもの

(2) 募集特定寄附金　本会が募集に当たり、あらかじめ使途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの

２　この規程における寄附金には、金銭のほか、金銭以外の財産権を含むものとする。

（受入手続き）

第４条　寄附金を本会に寄附しようと申し出があった場合は、本会は、書面（電磁的方法によるものを含む。）を徴するものとする。

２　本会は、前項により寄附金の申し込みを受理したときは、第２条の基準に該当しないことを確認し、寄附金の受け入れを行う。

３　寄附金の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

（寄附金の取扱い）

第５条　使途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。

２　募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を使用する。この場合適正な募集経費は募集総額の 30 パーセント以下でなければならない。

（受領者の送付）

第６条　特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

（募金にかかる結果の報告）

第７条　本会は、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

２　本会は、特定寄付の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

（情報公開）

第８条　本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第５項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

（個人情報保護）

第９条　寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

（補則）

第 10 条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２７年４月２３日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年７月１日から施行する。